

# 回 覧

平成24年2月1日 (三股町役場)

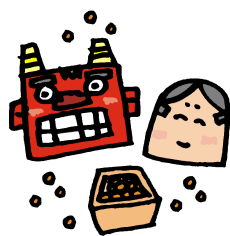
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

## ◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

《今回の目次》

【担当課】 【No.】 【内 容】

- 総務課 表紙 ◆交通災害共済加入申し込みのご案内
- 教育課 2 ◆転入学児童募集のお知らせ  
◆学校給食センターの臨時(パート)職員を募集します
- 産業振興課 3 ◆「人権のつどい」を開催します  
◆2012 冬のみやざき就職フェア開催!  
◆高病原性鳥インフルエンザを予防するために!!
- 福祉課 5 ◆放課後児童クラブ利用のご案内  
◆「三州健康教室」を開催します
- 健康管理センター 6 ◆麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)の予防接種のお知らせ  
◆平成24年度に小学校に入学するお子さんの保護者の皆さんへ
- 町民保健課 7 ◆国民年金保険料の納め忘れはありませんか  
◆犬の放し飼いは絶対にしないでください!
- 環境水道課 8 ◆町民の皆さんの意見(パブリックコメント)を募集します  
◆「弁護士による無料法律相談」のご案内
- 意見募集 9 ◆「ふれあい福祉相談」のご案内  
◆交通事故無料相談のご案内  
◆「人権相談」のご案内
- 福祉・消費生活相談センター 相談ごと



## ⑧ 総務課からのお知らせ

### ◆交通災害共済加入申し込みのご案内



交通災害共済は、交通事故により死亡・障害・ケガをした場合に、お互いに助け合い、見舞金を支払う制度です。  
次のとおり加入申し込みを受け付けます。

募集期間	2月1日(水)～3月31日(土) (個人加入は、4月1日以降も随時受け付けます)
共済期間	4月1日～平成25年3月31日まで(1年間)
加入資格	三股町にお住まいで住民票のある人、または外国人登録をしている人*就学(学生)のため一時的に町外に転出している人も加入できます。
申込方法	加入希望者は、申込書に必要事項を記入し掛金を添えて、支部長(班長)または役場(案内窓口)・郵便局(ゆうちょ銀行)で申し込みください。 ☆申し込み用紙は、2月1日号回覧と一緒に支部長宅に配付します。また役場(案内窓口)にもあります。
共済掛金	1人につき500円
申込窓口	役場 案内(1階正面入口)



#### 【参考】

	22年度	23年度(4月～12月現在)
加入人数	4,881人	4,270人
見舞金支払状況	40件 168万円	20件 131万円

年齢	0～20歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
22年度	2	3	5	0	9	8	8	5
23年度	0	0	3	3	0	6	5	3

※お問い合わせは、案内窓口(☎52-1111・内線182)

をお願いします。

教育課からのお知らせ

◆ 転入学児童募集のお知らせ



小規模特認校制度を利用して、  
長田小学校で学びませんか？

町教育委員会では平成 18 年 4 月から「小規模特認校制度」を取り入れ、通学区域の弾力化を図っています。

制度の目的	自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、学ぶ楽しさと豊かな人間性を目指したいと希望する保護者と児童に一定の条件のもと、通学区域外からの転入学を認めるものです。
対象校	長田小学校
転入学の条件	<p>転入学を希望する児童の本来通学すべき学校が三股小学校・勝岡小学校・三股西小学校であること。</p> <p>①<b>学校長の意見書</b> 長田小学校への転入学を希望する際には、学級編制や地域の子ども会などの活動への影響が生じますので、必ず在籍学校の先生と相談をしてください。申し込みをする際には在籍学校長の意見書が必要になります。しかし、新入学の児童はこの限りではありません。また、希望する長田小学校の学校長との面接・意見書も必要になります。</p> <p>②<b>保護者の責任</b> 正規の通学区域を越えて通学することから、児童の通学は保護者の責任において送迎することになります。町のコミュニティバス（くいまーる）の利用が可能なときは、その利用が認められます。また、長田小学校の P T A 活動や学校の指導体制などへの協力が必要となります。</p> <p>③<b>在学期間</b>・・・1年以上で、原則として卒業までとします。</p>

募集期間 : 2月6日(月)～29日(水)まで

申し込み : 教育課 学校教育係に直接お申し込みください。

☆ 申込用紙は、教育課 学校教育係または各学校に準備してあります。

◆ そのほか詳しいことは、教育課 学校教育係にお問い合わせください。

※ お問い合わせは、教育課 学校教育係（中央公民館内）

(☎52-1111・内線423・425) にお願ひします。

◆ 学校給食センターの臨時(パート)職員を募集します

【募集要項】

職種・業務内容	調理師 学校給食調理業務ほか
採用予定人数	若干名
雇用条件	<p>・平成24年4月1日から平成25年3月31日 (8月を除く11カ月)</p> <p>・午前8時30分から午後4時30分 (1カ月に14日以内の勤務)</p> <p>・時給700円</p>
申込期限	2月24日(金)
受付時間	午前8時30分～午後5時
必要書類	市販の履歴書(顔写真付き)
申込方法	学校給食センター事務室に、履歴書を提出してもらい、日時を決め面接を行います。勤務条件、業務内容などは面接時に説明します。



※お申し込み(提出)・お問い合わせは、

町立学校給食センター 学校給食会事務局(1階事務室)

〒889-1901 三股町大字樺山2046番地1 (☎52-4610)

にお願ひします。

## ◆「人権のつどい」を開催します

「人権のつどい」(ハートフルメッセージ・2012 in みまた)

開催日：2月18日(土) 午前10時～

場 所：文化会館

内 容：バンド演奏、体験発表

人権標語・ふれあい標語の最優秀作品の表彰式

講 演・・・佐久間レイさん(声優・歌手)

『それいけ!アンパンマン』のバタコ役、

『魔女の宅急便』でジジ役

入場料：無 料

※お問い合わせは、教育課 生涯学習係(中央公民館内)

(☎52-1111・内線431)をお願いします。

## ⑫ 産業振興課からのお知らせ

### ◆2012 冬のみやざき就職フェア開催!

人材を求めるみやざきの企業と、みやざきで仕事をお探しの皆さんとの出会いの場です。

日 時：2月10日(金) 午後1時30分～4時(受付：午後0時30分～)

場 所：都城圏域地場産業振興センター 都城市都北町 5225-1

対 象：県内企業へ就職希望の一般求職者 ※年齢制限なし

平成23年度学校卒業予定者(中学校卒業予定者を除く)

参 加：事前手続き不要・参加無料

※お問い合わせは、都城地域雇用創造協議会(都城市役所5階)

(☎23-2412)をお願いします。



## ◆高病原性鳥インフルエンザを予防するために!!

2010年秋～11年春にかけて、高病原性鳥インフルエンザは本県を含め全国9県24例の発生があり、また東南アジアでは、現在も散発的に発生していることから、今シーズンも発生の危険性が高いと思われます。

この病気の発生を防止するため、次のことに気を付けて飼いましょう。

### ◎屋外で鶏を飼育している皆さんへ

★餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう!!

○餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。

○野鳥の嫌いな光を反射するディスクなどを飼育小屋の周りにつける。

○飼育小屋の金網などの隙間・破れを防ぐ。

★飼育小屋への出入り時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう!!

★湖や池などでの放し飼いはやめましょう!!

★鶏の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう!!



消毒薬の必要な人には、役場産業振興課で配布しています。

### お願い

□今、飼育している鶏は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。

(鶏を捨てる(放置する)と、法律により罰せられる場合があります)

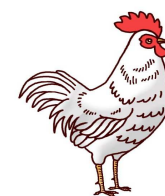
□鶏に異常(続けて死亡した、首が曲がってきたなど)があるときは、

次の対応をお願いします。

① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。

② 飼育小屋から鶏・卵などを出さない。

□死亡した野鳥を発見した場合は、農林振興局まで連絡してください。



こちらにお問い合わせください。

産業振興課 畜産振興係 ☎52-1111・内線343

都城家畜保健衛生所 ☎62-5151

北諸県農林振興局 ☎23-4523



## ◆森林の所有者届出制度が4月からスタートします

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった人は市町村長への事後届け出が義務付けられました。

### 【届出対象者】

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提出している人は対象外です。

### 【届出期間】

土地の所有者となった日から90日以内に、**取得した土地のある市町村**の長に届け出をしてください。

### 【届出事項】

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積、土地の用途などを記載します。

〔添付書類〕 登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※上記の内容は平成23年12月段階の検討内容ですので、変更があります。

※お問い合わせは、

産業振興課 農林整備係（3階⑫番窓口）

（☎52-1111・内線333）をお願いします。



## ◆海外での口蹄疫の発生情報

1月8日、中国の湖北省において、豚の口蹄疫（O型）が発生し、飼育頭数71頭すべてが殺処分されたとの情報がありました（1月10日付農林水産省情報）。

農家の皆さんは、飼養衛生管理基準をよく守り、消毒の徹底や野生動物の侵入防止対策をとるなど、さらに発生防止対策の強化をお願いします。

**伝染病から家畜の命を守るのはあなた自身です。  
周りの人にも呼びかけて、これまでの教訓を生かして、  
日本一安全・安心な町を目指しましょう。**

※毎月20日は「県内一斉消毒の日」です。



・ 畜舎入口への石灰散布 ・ 踏み込み消毒槽の設置 ・ 空畜舎の消毒

※消毒薬の必要な方は、役場で配布しています。  
役場3階 産業振興課までお越しください。

※お問い合わせは、

都城家畜保健衛生所（☎62-5151）

産業振興課 畜産振興係（3階⑫番窓口）

（☎52-1111内線331・343）をお願いします。

⑥ 福祉課からのお知らせ

【放課後児童健全育成事業】



◆ 放課後児童クラブ利用のご案内

放課後児童クラブは、町内12カ所の児童館などで、放課後に就労などで保護者がいない児童に、適切な遊び・生活の場を与え、その健全な育成を目的としています。利用するには、児童クラブへの「登録」が必要です。登録を希望する保護者は**新規・継続を問わず必ず申請してください。**

【開設日、開設時間など】

開設日	月曜日～土曜日	
開設時間	学校開校日	午後2時～6時
	土曜日、夏・冬・春休み	午前9時～午後6時
休館	日曜日、祝日、お盆（8月13日～15日） 年末年始（12月29日～翌年1月3日）	
登録期間	4月1日～平成25年3月31日	
対象児童	(1)放課後に就労などで保護者のいない児童 ※原則として平成24年4月現在で小学1年生から3年生までの児童 (2)そのほか健全育成を図る必要がある児童 (3)開館日数の1/2以上利用する児童	
登録申請	①『放課後児童クラブ登録申請書』②『就労・内職証明書』を提出してください（定員を超える場合は、調整のうえ決定します。必ずしも希望の放課後児童クラブに登録できるとは限りませんのでご了承ください）。 ○申請書配布・・・2月1日～各放課後児童クラブ、役場 ○申請期間・・・ <b>2月18日（土）～3月10日（土）まで</b> ○書類提出先・・・各放課後児童クラブ実施児童館	
登録許可	3月中旬以降に、各児童館より『三股町放課後児童クラブ登録許可書』をお渡しします。	
帰宅時などの送迎	<u>児童の送迎は保護者の責任において行うのが原則です。</u> 学校終了後、児童は直接クラブへ向かい、帰宅の際は午後6時までには迎えが必要です。 土曜日、夏休みなどは送迎をお願いします。	

【実施児童クラブ】

三股小児童クラブ 三股小児童クラブ室 4月設置予定	プラザ児童クラブ 第2地区交流プラザ 52-1099	上米児童クラブ 上米満児童館 52-4373	新馬場児童クラブ 新馬場児童館 52-3948
東原児童クラブ 東原児童館 52-0336	今市児童クラブ 今市児童館 52-1814	植木児童クラブ 植木児童館 52-1092	蓼池児童クラブ 蓼池児童館 52-3947
前目児童クラブ 前目児童館 52-4844	梶山児童クラブ 梶山児童館 52-1251	長田児童クラブ 長田児童館 54-1213	宮村児童クラブ 宮村児童館 52-5533

☆三股小児童クラブは現在の山王原児童館（52-1091）で受け付けします

※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）（☎52-1111・内線166）  
または、各実施児童館にお願いします。

健康管理センターからのお知らせ

◆ 「三州健康教室」を開催します

三州病院では毎月、地域の皆さんの健康維持・増進のために健康教室を開催しています。誰でも参加できますので、ご近所お誘い合わせのうえ参加してください。

日時 2月16日（木） 午後3時～4時  
場所 三州病院3階 カンファレンス室  
内容 テーマ「胆石症のお話」



講師：鹿児島大学 第一外科 橋口 真征 先生  
定員 60人  
申込方法 電話または来院時に申し込みしてください。

※お申し込み・お問い合わせは、三州病院（☎22-0230）

にお願いします。

## ◆ 麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)の 予防接種のお知らせ

予防接種法の一部が改正されました。

※麻しん風しんの4期対象者に高校2年生が加わります。修学旅行や学校の行事として研修旅行などで海外に行く高校2年生は、麻しん・風しんの予防接種を受けられるようになりました。ただし、特段の事情がない場合は、18歳になる日の属する年度（高校3年生相当の年齢）に接種を受けてください。予防接種対象者の住民票が三股町以外の方は、三股町の制度を受けることができませんので、住民票を登録している市町村の予防接種担当課にお問い合わせください。

【対象者と接種期限】 定期接種は町が約1万円負担するため無料です。

対象者・・・三股町に住所がある人		接種期限
1期	満1歳の幼児	2歳の誕生日前々日まで
2期	平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれの人	平成24年 3月31日 まで
3期	平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれの人	
4期	平成5年4月2日から平成6年4月1日生まれの人	
	※平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれの人で、 修学旅行など学校行事で海外に行く高校2年生 ○予診票は、学校を通じて配布します。 ○予診票には、研修で海外に行くなどの学校の証明が必要になります。 ○都城圏外の学校に通う学生の場合は、健康管理センターにお問い合わせください。	

◎ 接種期限を過ぎると任意接種となり約1万円の自己負担となります

### 三股町内の指定医療機関

医療機関名	電話番号
坂田医院	51-2003
たけしたこども医院	51-0005
田中隆内科	52-0301
とまり内科外科胃腸科医院	52-1135

※指定医療機関はほかにもあります。

医療機関名	電話番号
長倉医院	52-2109
畠中小児科医院	52-6000
みしま内科クリニック	51-8100
山下医院	52-1348

※お問い合わせは、健康管理センター（☎52-8481）をお願いします。

## ◆ 平成24年度に小学校に入学するお子さん (平成17年4月2日～18年4月1日生まれ) の保護者の皆さんへ

定期の予防接種は終わっていますか？小学校に入学する前に終わらせておきましょう。

※ 定期の予防接種とは、予防接種法で定められた予防接種で、一定の年齢になったら受けることが望ましいとされ、保護者には努力義務が課せられている予防接種です。

定期の予防接種	無料接種期限 (接種費用を町が負担し 無料で受けられる期限)	無料接種期限後の自己負担額
①三種混合 (ジフテリア、 百日せき、 破傷風) ②ポリオ ③日本脳炎	生後90か月まで (7歳6か月まで)	①三種混合：約5,000～7,000円 ②ポリオ：約6,000円 ③日本脳炎：約7,000円
④麻しん・風しん混合ワクチン または 麻しんワクチン 風しんワクチン	平成24年 3月31日まで	④麻しん・風しん混合ワクチン ：約1万1,000円

指定医療機関は「三股町予防接種カレンダー」「三股町ホームページ」をご覧ください。



※ お問い合わせは、  
健康管理センター（☎52-8481）をお願いします。



### ③ 町民保健課からのお知らせ

#### ◆国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金は、老後の生活や障害、死亡などもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の年金を受け取ることができなくなるばかりか、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。**もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期限内に納めましょう**（納期は翌月末です。納期から2年を経過すると時効により納められなくなります）。

#### 《国民年金保険料の納付が困難なときは》

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難な人は役場国保年金係の窓口で手続きをしてください。

納付が困難なときは	30歳未満の人は	学生の方は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度
本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、 <b>申請により保険料の納付が全額免除または一部納付になります。</b>	30歳未満の人で本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、 <b>申請により保険料の納付が猶予されます。</b>	学生で本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、 <b>申請により保険料の納付が猶予されます。</b>

★ 保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。また、失業した人は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、相談してください。

※お問い合わせは、

都城年金事務所（☎23-2571）

町民保健課 国保年金係（1階③番窓口）（☎52-1111・内線113）

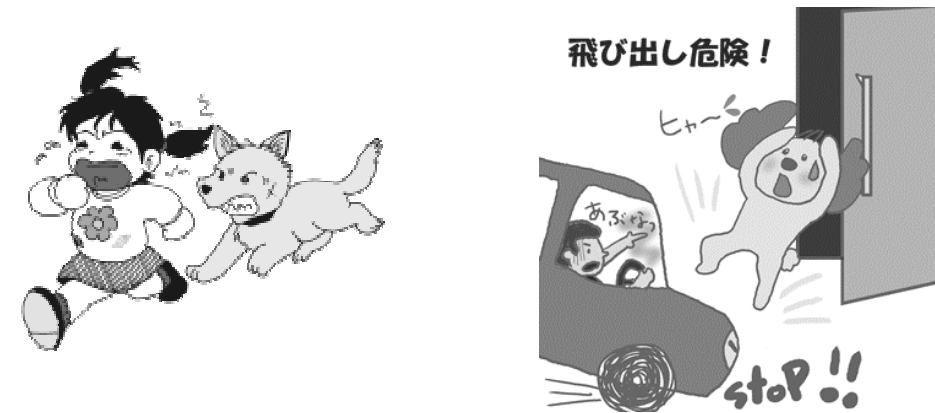
にお願いします。

### ⑩ 環境水道課からのお知らせ

#### ◆犬の放し飼いは絶対にしないでください！

散歩中にリード（引きひも）から手を放さないでください。

「うちの犬はおとなしいから…」と手から放すと、じゃれて人に飛びついてけがをさせたり、恐怖を与えたり、あるいは、物を壊したりする危険があります。当然、噛みつくような問題が起こってからでは遅いですし、交通事故の危険もあります。飼い主は絶対に放し飼いをしないでください。



『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準』では、飼育する施設は動物が逃げることができない構造とし、施設の点検などの管理を行うこととされています。

動物を飼育している家庭では十分に注意しましょう



※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階⑩番窓口）

（☎52-1111・内線264・265）にお願いします。

## 意見募集のお知らせ

### ◆町民の皆さんの意見（パブリックコメント）を募集します

テーマ	A三股町健康づくり計画	B「三股町高齢者福祉計画」
意見募集の趣旨	町では、平成18年度から27年度の10年計画で、「いきいきげんきみまた21」を策定しました。昨年度、町民の皆さんの健康調査を実施し、現在、「健康づくり推進協議会」などの皆さんと一緒に、計画の中間見直しを進めています。今回、検討した計画の素案について町民の皆さんに公表し意見を募集します。	町では、平成24年度から26年度にかけての「三股町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（素案）」へのパブリック・コメント（意見募集）を実施します。寄せられた意見は、策定委員会で検討し、計画案に反映していきます。
募集期間	2月1日（水）～3月1日（木）	～2月17日（金）
閲覧資料	「三股町健康づくり計画 いきいきげんきみまた21 素案」	「三股町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（素案）」
閲覧・配布場所	○町ホームページのパブリックコメントページ A健康管理センター B役場 福祉課（1階 6番窓口） ※閲覧時間は、月曜～金曜の午前8時30分～午後5時まで（土・日、祝日は除きます）	
様式配布提出先	A健康管理センター B役場 福祉課（1階 6番窓口） 様式は、町のホームページからもダウンロードできます。	
意見の提出方法	様式「意見等提出書」に日本語で案件名、住所、氏名、電話番号などを必ず記載し、書面を持参、郵送、FAXまたは電子メールに添付し提出してください。	
ご意見の取扱公表	○寄せられたご意見などを考慮して条例素案、計画素案に反映させるとともに、ご意見などの概要、これに対する町の考え方を公表します（住所、氏名などの個人情報には公表しません）。 ○寄せられたご意見などをもとに、案を修正したときには、修正内容、その理由についても公表します。 ○寄せられたご意見などに対して、個別の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。	
公表場所・方法	○A健康管理センター B役場 福祉課での閲覧 ○町のホームページのパブリックコメントページへの掲載	
問合せ	A健康管理センター（☎52-8481） B役場 福祉課 介護高齢者係（1階 ⑥番窓口） （☎52-1111・内線161）	

## 福祉・消費生活相談センターからのお知らせ

### ◆「弁護士による無料法律相談」のご案内



町福祉・消費生活相談センターでは、各奇数月の第2・月曜日に無料法律相談を開設しています。

日程	3月12日（月） 午後1時20分～4時10分
場所	町福祉・消費生活相談センター （交番の東側：旧シルバー人材センター）
内容	土地・建物・登記・相続・結婚・離婚、金銭上のトラブルなど生活にかかわる法律上の相談・悩みごとに対して、弁護士が適切にお答えします。
申込方法	相談は <b>予約が必要です</b> 。相談を希望する人は <b>必ず1週間前</b> までに、電話または、直接お申し込みください。  また、 <b>秘密は固く守られます</b> 。

※お申し込み・お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター（☎52-0999）にお願いします。



## 相談ごと関係

### ◆ 「ふれあい福祉相談」のご案内

社会福祉協議会では、生活上の問題・結婚・離婚・金融上のトラブル・介護のことなどあらゆる相談を受け付けます。

また、電話での相談も行います。

1、日 時： 毎日 午前9時～午後5時  
(土・日・祝日は除きます)

2、場 所： 総合福祉センター「元気の杜」

※ お問い合わせは、社会福祉協議会 (☎52-1246)  
にお願いします。

### ◆ 交通事故無料相談のご案内

都城地区交通安全対策協議会では、交通事故の相談を充実させるため、無料相談を行っています。交通事故でお困りのことがありましたら、どんなことでもご相談ください。

1、日 時： 毎日 午前9時～午後4時  
(土・日・祝日は除きます)

2、場 所： 都城市役所2階 生活文化課内

\* 事前に、電話にてお問い合わせください。

※ お問い合わせは、都城地区交通事故相談所  
(☎23-0944) にお願いします。



### ◆ 「人権相談」のご案内

無料です

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩みごと相談」にも応じています。お気軽にご相談ください。

\* 予約は不要です。

#### ★ 特設人権相談

実施日	担当者
3月7日(水)	南畑 静子さん

時 間： 午前10時～午後3時

場 所： 総合福祉センター「元気の杜」

#### ★ 常設人権相談

1、日 時： 平日の午前8時30分～午後5時15分

2、場 所： 宮崎地方法務局都城支局  
(都城合同庁舎5階相談室)

3、担当者： 人権擁護委員・法務局職員



※ お問い合わせは、

特設人権相談： 総務課 行政係 (2階 ⑧番窓口)  
(☎52-1111・内線232)

常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局  
(☎22-0490) にお願いします。